

グレーの項目は回答済み

川内1号機  
設計及び工事の計画の認可申請(廃棄物搬出設備設置工事)に係る確認事項リスト

No.	対象資料	確認事項	回答欄	反映すべき資料名 及び反映内容 (基本設計方針含む)
1	申請概要資料	申請概要資料2ページについて、廃棄物搬出検査棟に貯蔵するドラム缶の容量を記載すること。また、容量の根拠及び保管場所の配置を補足説明資料として示すこと。	拝承。申請概要資料に廃棄物搬出検査棟の容量を追記する。 また、補足説明資料4-3として容量の根拠、補足説明資料4-1として保管場所の配置を示す。	申請概要資料(p.2) 補足説明資料4-1.4-3(追加)
2	申請概要資料	申請概要資料5ページの図中に示している「検査装置」及び「固化処理の器具」について、補足説明資料として示すこと。	拝承。補足説明資料4-4として検査装置の概要、補足説明資料4-2として固化処理の器具の概要を示す。	補足説明資料4-2.4-4(追加)
3	申請概要資料	廃棄物搬出設備の処理フロー及び換気設備の構成について、補足説明資料として示すこと	拝承。補足説明資料4-1、4-2として、処理フロー及び換気設備の構成を示す。	補足説明資料4-1.4-2(追加)
4	申請概要資料	「容量」を「貯蔵容量」に修正すること	拝承。該当箇所の記載を適正化する。	申請概要資料(p.2)
5	申請概要資料(参考資料)	申請概要資料(参考資料)に42条、43条を追加すること	拝承。申請概要資料(参考資料)に該当項目を追記する。	申請概要資料(参考資料) (p.24.25)(ページ追加)
6	申請書全般	今回設置する雑固体搬出設備が、アクセスルートに波及的影響を及ぼさないことについて、具体的に説明する補足説明資料を作成すること	拝承。補足説明資料5として、本申請設備がアクセスルートに影響を与えないことを示す。	補足説明資料5(追加)
7	申請概要資料	外部衝撃への対策を、設置許可で示した資料を基に補足説明資料としてまとめること。	拝承。補足説明資料6として、該当項目を含め、自然現象等への設計方針をまとめて示す。	補足説明資料6(追加)
8	申請書全般	既工認から変更がないものについて、資料ごとにどの工認を呼び込んでいるのか一覧表とすること	拝承。補足説明資料7として、本申請と同様の内容を説明した既設工認申請を添付資料ごとに示す。	補足説明資料7(追加)
9	火災防護設備に関する説明資料3	火災防護設備に関する説明資料3 別紙3最終頁にある「設備への影響」の項目に、ドラム缶についての記載を追加すること。	拝承。補足説明資料8-3別紙3の設備に対する影響のところに、ドラム缶への影響を追記する。	補足説明資料8(追加)
10	添付図面(火災)	消火栓と火災感知器の具体的配置を示すこと。	拝承。補足説明資料8-1(火災区域及び区画の設定に関する説明資料)内に消火栓及び感知器の配置を追記する。	補足説明資料8(追加)

グレーの項目は回答済み

川内1号機  
設計及び工事の計画の認可申請(廃棄物搬出設備設置工事)に係る確認事項リスト

No.	対象資料	確認事項	回答欄	反映すべき資料名 及び反映内容 (基本設計方針含む)
11	火災防護設備に関する説明資料3	火災防護設備に関する説明資料3の3頁「5. 参考」の第1表に消火剤の総量を示すこと。	拝承。補足説明資料8-3の5項の表に欄を追加し総量を併記する。	補足説明資料8(追加)
12	火災防護設備に関する説明資料3	消防法申請対象外の、炉規法に基づいて設置するハロン消火設備の点検について、点検内容や周期を説明すること。	廃棄物搬出設備における全域ハロン自動消火設備については、ノットロールによる巡視点検及び廃棄物搬出設備の運転を考慮した定期的な機能点検(機器点検、総合点検)を実施する。なお、廃棄物搬出建屋の全域ハロン自動消火設備の詳細な点検内容及び点検周期は、今後、保安規定に基づく社内規定文書に定める。	—
13	火災防護設備に関する説明資料3	ハロンボンベの貯蔵に対する高圧ガス保安法の適用有無について、確認すること。	ハロン1301は、第二種ガスに該当し、高圧ガスの貯蔵量が10,000kg又は3,000kgを超える数量を貯蔵する場合は、それぞれ第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を届出する必要があるが、廃棄物搬出建屋内のハロン1301の貯蔵量は、1,250kgであるため、届出対象外である。	—
14	補足説明資料6	補足説明資料6の第1表にある「凍結防止」の設計方針について、設置許可から変更となった理由を資料内に追記すること。	拝承。補足説明資料6の第1表の枠外に設置許可からの変更理由を追記する。	補足説明資料6
15	要目表(火災防護設備) 添付資料4(火災) 添付図面7(火災)	雑固体廃棄物を一時保管するエリアを、火災防護区域・区画として設定する必要があるのか検討すること。	コメントNo.23として説明する。	—
16	要目表(放射線管理施設)	換気系統に設置する試料採取装置について、プロセスモニタリング設備として設工認の申請対象とする必要はないのか検討すること。	圧縮固化処理棟の換気系統に設置する試料採取装置の設工認における扱いについては、別紙のとおり整理している。	—
17	要目表(放射性廃棄物の廃棄施設) 添付資料2(設備別記載事項の設定根拠)	雑固体廃棄物を建屋内のどこにどのように貯蔵するのか、エリアごとの貯蔵量などを申請資料等で明らかにすること。	拝承。補足説明資料4-3に追加し説明する。	補足説明資料4
18	補足説明資料8	連結送水管併用の配管及びハロン消火設備(手動起動装置)を図示すること	拝承。補足説明資料8の火災感知器の配置及び屋内消火栓の概略図内に追加する。	補足説明資料8

川内1号機  
設計及び工事の計画の認可申請(廃棄物搬出設備設置工事)に係る確認事項リスト

No.	対象資料	確認事項	回答欄	反映すべき資料名 及び反映内容 (基本設計方針含む)
19	補足説明資料8	屋内消火栓の配管と連結送水管の配管の兼用について考えを示すこと。	屋内消火栓に送水する消火用水ポンプ使用時に、連結送水管の送水口に消防ポンプ車を繋ぎこんだ場合でも、消防ポンプ車からは消火配管の最高使用圧力(1.5MPa)以下で送水するため、屋内消火栓と連結送水管で兼用する配管が最高使用圧力をこえることはない。送水口直近には、、逆止弁及び止水弁を設け、放水口直近には、止水弁を設けていることから、屋内消火栓を使用中に、連結送水管と消防ポンプ車の繋ぎこみを実施する場合でも、配管の兼用に伴い、屋内消火栓を用いた消火活動への悪影響はない。	補足説明資料8
20	補足説明資料8	屋内消火栓と連結送水管から同時に放水する場合、流量が満足するのか示すこと。	連結送水管は、公設消防隊の消火活動において屋内消火栓からの放水よりも高圧・多量の放水が必要になった場合に用いるため、一般的には、屋内消火栓と連結送水管を同時に放水することはない。	補足説明資料8
21	補足説明資料8	感知器について、吹抜けの箇所が上階の感知器の範囲内であることが分かるように図示すること	拝承。補足説明資料8の火災感知器の配置及び屋内消火栓の概略図内に追加する。	補足説明資料8
22	補足説明資料8	ハロン消火設備の点検内容と点検周期を補足説明資料に追加すること	拝承。補足説明資料8に追記する。	補足説明資料8
23	補足説明資料8	ドラム缶を仮置きするような箇所において、火災区域・区画の設定が必要ないか検討すること	放射性物質を内包するドラム缶を一時的に仮置きするエリアとしては処理前ドラム缶保管エリア、モルタル充てん前保管エリア、モルタル充てん室及びモルタル養生エリアがある。処理前ドラム缶保管エリア、モルタル充てん前保管エリア、及びモルタル養生エリアについては、廃棄物搬出設備のうち火災防護を行う機器等は存在しないが、休日・夜間等の人が駐在しない時間帯に、放射性物質を内包するドラム缶を一時的に仮置きすることから、火災発生時に早期に感知できるように、壁の配置等を考慮して火災区画として設定し(モルタル充てん室は火災防護を行う機器等であるペイラを設置しており、ペイラエリアとして火災区画を設定している。)、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組合せて設置する。なお、処理前ドラム缶保管エリア、モルタル充てん前保管エリア、モルタル充てん室及びモルタル養生エリア以外で放射性物質を内包するドラム缶を取り扱うエリアについては、ドラム缶を取り扱う際には作業員が駐在することから、火災発生時には早期の感知が可能である。	補足説明資料8
24	コメント回答資料(No.16別紙)	排気中の放射性物質の監視設備を設工認申請対象とすることの要否について、既設の焼却炉等では監視設備が設工認対象となっていることを踏まえて説明すること。	別紙の説明資料にてご説明する。	—
25	添付資料16(遮蔽)	遮蔽設計について、ヒアリングで説明した設置許可との差異をまとめ、補足説明資料として示すこと。	拝承。補足説明資料9として遮蔽設計に関する設置許可との差異等をまとめる。	補足説明資料9(追加)

グレーの項目は回答済み

川内1号機  
設計及び工事の計画の認可申請(廃棄物搬出設備設置工事)に係る確認事項リスト

No.	対象資料	確認事項	回答欄	反映すべき資料名 及び反映内容 (基本設計方針含む)
26	添付資料13(管理区域) 添付資料16(遮蔽)	エリアモニタを分別前処理室のみに設置する考え方について、遮蔽区分の考え方を踏まえて説明すること。	別紙の説明資料にてご説明する。	—
27	添付資料16(遮蔽)	遮蔽壁の温度評価における環境温度の設定根拠を示すこと。	別紙の説明資料にてご説明する。	—
28	添付資料2(設定根拠) 補足説明資料4-3	エリア毎の貯蔵容量について、添付資料2の設定根拠に追加すること。	拝承。添付資料2.1. 2. 1廃棄物貯蔵庫の設定根拠に追加する。	添付資料2(設定根拠)